

宮津市社協 介護予防訪問入浴介護サービス利用料 説明書

(平成 30 年 11 月 1 日現在)

(1) 利用料金(利用者負担額) (契約書第 5 条、第 7 条参照)

- ① 訪問入浴サービスが、介護保険の適用を受ける場合、下記の各表に掲げる額(厚生労働大臣が定める基準による 1 割又は、一定以上の所得がある 65 歳以上の利用者は 2 割又は 3 割)で算定(加算)した金額を、同保険の適用を受けない場合は所定の額をお支払いいただきます。
- ② 利用料は、利用された方に対し、サービスを提供した月の翌月 20 日までに介護サービス内訳を記載した請求書を送付します。
- ③ 利用料は、利用料支払い確認書の方法でお支払いいただきます。

【利用者負担基準額】

	1 割	2 割	3 割
看護職員 1 名、介護職員 1 名で入浴サービスを行った場合	845 円	1,690 円	2,535 円
清拭または部分浴の入浴サービスを行った場合	592 円	1,184 円	1,776 円

【各種加算】

加算項目	加算率
介護員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数により積算した単位数の 4.2%を加算
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) イ	1 回につき 36 円を加算

(2) 利用料金の償還払い

事業者が介護保険事業の利用料の代理受領を行わない場合は、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者には「サービス提供証明書」を交付しますので必要な場合は申し出ください。(「サービス提供証明書」と「領収書」を添えて住所地の市、町行政介護保険担当係に申請すると介護給付費が支払われます。)

(3) サービス提供に要する実費負担額 (契約書第 5 条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は別途必要経費をいただく場合があります。(サービス利用料とともに 1 か月ごとにお支払いいただきます。)

(4) 介護予防訪問入浴サービスの中止について

次の場合には、訪問入浴サービスを中止いたします。その場合の経費は事業所負担といたします。

- ① 訪問時に利用される方の身体的および精神的等により、訪問入浴サービスが困難な状態の場合。
- ② 担当訪問入浴職員が訪問移動時において交通停滞・交通事故等により、訪問入浴サービスが出来なくなった場合。
- ③ 気象状況および災害等により、訪問入浴サービスが出来なくなった場合。
- ④ その他訪問入浴サービスを中止するに相当の事由がある場合。

(5) キャンセル料について (契約書第 6 条参照)

訪問入浴サービスをキャンセルされる場合には、サービス実施日の前日午後 5 時までにご連絡ください。前日までに連絡がなく、当日キャンセルされた場合は、キャンセル料として、利用料の 1 割をお支払いいただきます。

ただし、利用者の体調不良等やむを得ない事由は除きます。